

2020年3月16日

お客様各位

ベトナム経由第三国向け（ラオス・カンボジア） 越境貨物に関し

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関し、ベトナム当局の要件に倣い、下記の通り注意事項をご案内申し上げます。対象のお客様に於かれましては、宜しくご対応の程お願い申し上げます。

記

適用開始日     :    即日

対象             :    ベトナム経由ラオス、カンボジア向けの越境貨物

1. ラオス向け越境貨物の荷揚港はベトナム・ダナン港とする
2. カンボジア向け越境貨物の荷揚港はベトナム・カイメップ若しくはホーチミンとする
3. 上述荷揚港からベトナム国内の他港若しくは内陸ICDへ移送された貨物のラオス、カンボジアへの越境手配は認められない
4. BL面上のConsignee名は、在ラオス、在カンボジアの受荷主名となるが、Notify Partyは在ベトナムの企業を記載する
5. 越境申請の為、BL面上にIn-Transit Clauseの記載が求められる

記載例)

Example: First Discharge Port as Cai Mep

- Port of Discharge: Cai Mep
- Place of Delivery: Cai Mep CY
- Final Destination (for Merchant's Reference): Phnom Penh, Cambodia.
- Goods Description: This clause "Cargo is in transit to Phnom Penh, Cambodia via Cai Mep under customer's own arrangement, risk and cost" should be shown.

ご不明な点等御座いましたら、弊社営業担当までお問合せ下さい。

以上